

令和 4 年 12 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

第 22 号	長門市部課設置条例の一部を改正する条例	・・・ 1
第 23 号	長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例	・・・ 3
第 24 号	長門市情報公開・個人情報保護審査会条例	・・・ 4
第 25 号	財産の貸付料の免除について	・・・ 5

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

本市の行政サービスのデジタル化施策の推進、企業誘致を核とする産業・雇用の活性化によるまちづくり推進を図る体制強化のため、効率性・実効性ある組織の構築に向けて、令和5年4月から組織を改編することから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 課の新設（第1条関係）

ア デジタル戦略課の創設

- ・企画総務部内の企画政策課を企画政策課とデジタル戦略課の2課体制に再編

※企画政策課を再編し、市政の重要施策の企画及び総合調整の体制強化

※デジタル戦略課を新設し、デジタル化施策の推進を図る体制強化

イ 産業政策課及び企業誘致・まちづくり推進課の創設

- ・経済観光部内の産業戦略課を産業政策課と企業誘致・まちづくり推進課の2課体制に再編

※産業政策課を新設し、産業振興構想に基づいた産業政策の推進を図る体制強化

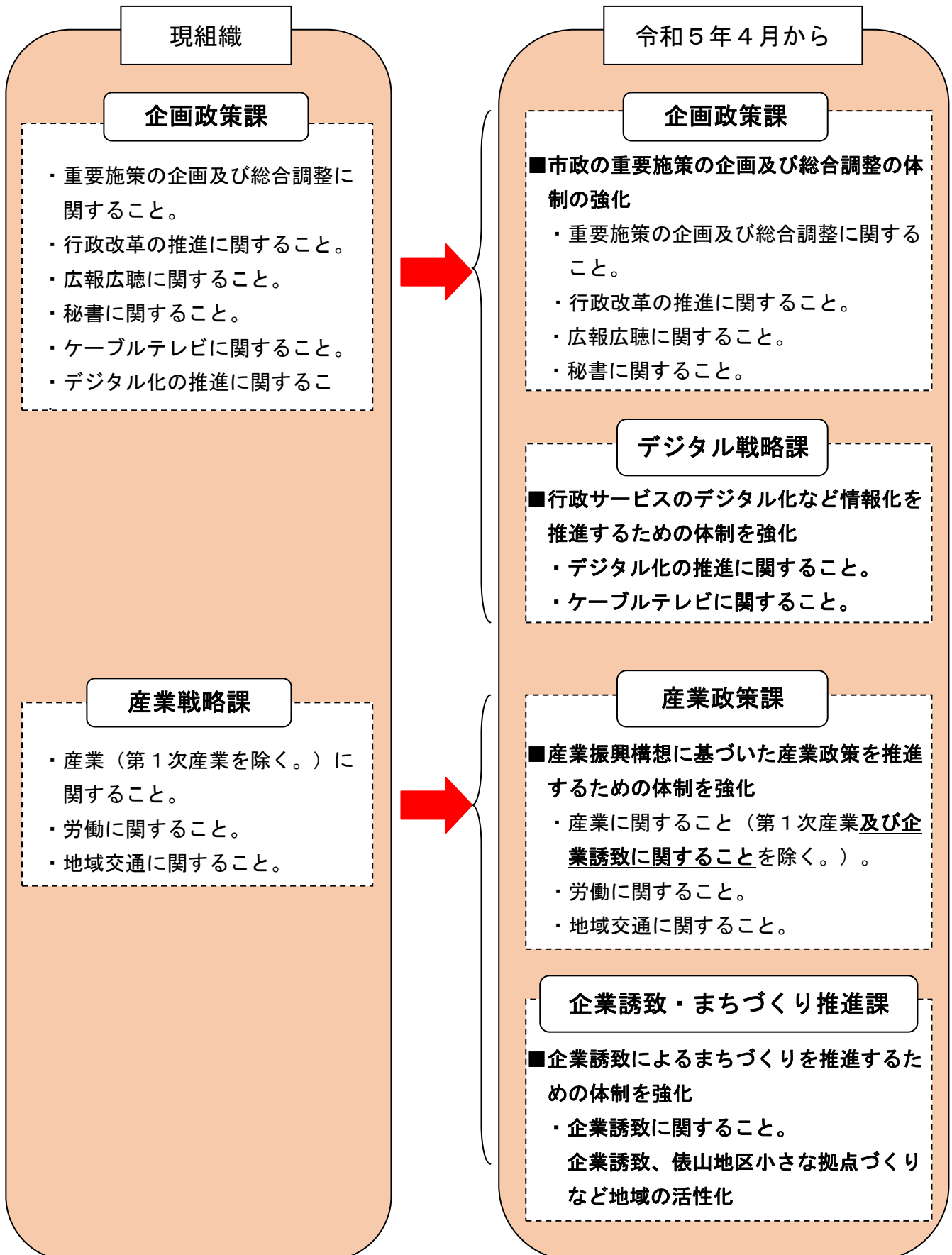
※企業誘致・まちづくり推進課を新設し、企業誘致によるまちづくりの推進を図る体制強化

(2) 再編後の事務分掌を規定（第2条関係）

※詳細については、別紙のとおり

3 施行期日

令和5年4月1日



長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

1 制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正により、これまで各地方公共団体の条例により定められていた個人情報保護に関する制度が法律に基づく制度へと移行するため、これに伴い条例で定めることとされている事項及び市独自で定めることが許容されている事項につき条例の整備を行うもの

2 条例の内容

区分	内容
条例で定めることが必要な事項	<p>●開示請求に係る手数料の額に関する規定（第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料は無料とする。 ・写しの作成費用及び郵送に係る費用は負担を求める。
条例で定めることが許容される事項	<p>●開示決定等の期限に関する特例（第3条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求があった日から10日以内とする。 ・期間の延長については、法の規定どおり30日以内に限り延長することができる。（合計40日）
	<p>●情報公開・個人情報保護審査会への諮問（第5条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査請求に係る諮問及び個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く必要がある場合の諮問を行う。
その他	<p>●災害対策基本法に基づく名簿情報等の提供（第6条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第49条の11第2項により旧条例を根拠として避難行動要支援者名簿の提供を行ってきたが、法改正に伴い旧条例を廃止するため、名簿の提供に係る条例の特別の定めとして、審査会の意見を聴いた上で特に必要があると認めるときは本人の同意なく提供できることを定めるもの。また、個別避難計画情報についても同様の手続きにより提供可能とするもの。 <p>●経過措置・関連条例の改正（附則）</p>

※旧条例で定めていたが法の規定によるため独自規定を置かない事項

- ・条例要配慮個人情報
- ・開示請求における不開示情報

※旧条例で定めていたが独自規定を置くことができない事項

- ・個人情報の定義
- ・個人情報の取得、利用、提供等に関する独自の規定
- ・目的外利用・提供に係る審査会への諮問

3 施行期日

令和5年4月1日（改正法の施行日と同日）

長門市情報公開・個人情報保護審査会条例

1 制定の趣旨

情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手續等については情報公開条例及び個人情報保護条例並びに情報公開・個人情報保護審査会規則で規定しているが、個人情報の保護に関する法律の改正により審査会の役割に変更が生じるとともに、個人情報保護条例を廃止することから、審査会の設置等に必要な条例を新たに整備するもの

2 条例の内容

項目	内容
委員人数（第5条）	5名（有識者）
任期（第6条）	2年。再任可。補欠委員の任期は前任者の残任期間。
所掌事項（第4条）	第1項 ・公文書の開示決定等に係る審査請求（第1号） ・情報公開に関する重要事項についての調査及び審議並びに情報公開に関する事項についての建議に関する事務（第2号） ・個人情報の開示決定等に係る審査請求（第3号、第5号） ・個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項（第4号、第6号） 第2項 ・情報公開に関する建議 第3項 ・災害対策基本法に基づく名簿情報及び個別避難計画情報に係る意見の答申
審査会の調査権限・手続き（第8条～第15条）	諮問庁への文書等の提出要求 意見陳述 審査請求に係る手続きの非公開 等
罰則規定（第17条）	守秘義務（第6条第5項）違反について、罰則あり。

※現行から内容の変更がある事項は、所掌事項及び罰則規定。

3 施行期日

令和5年4月1日

財産の貸付料の免除について

1 土地の表示

NO	所在地	区分	面積 (㎡)	備考
1	長門市深川湯本字湯端 2266 番	鉱泉地	35.26	

2 土地の所在

別添土地所在図のとおり

